

IT時代に向けた大阪府行政と情報管理について  
—バーチャル府庁・シェイプアップ府庁・ネットワーク府庁—

松井良夫      *Yoshio MATSUI*  
明石亮一      *Ryoichi AKASHI*  
沢            勲      *Isao SAWA*

*Administration and Information Management toward  
Information Era in Osaka Prefecture*

—*Virtual Fucho* • *Shape-up Fucho* • *Network Fucho*—

Summary

Osaka Prefecture is trying to be an electronic government (e-government) with the stream toward information society. Osaka Prefecture announced its goal to break out of its mold by initializing its practical plan as "Osaka IT Declaration" in September 2000 and drawing up "E-Fucho Action Plan" in March 2001. By the end of 2003 "E-Fucho Action Plan" is to comprehensively realize three concepts: "Virtual Fucho", "Shape-up Fucho" and "Network Fucho".

"Virtual Fucho" means a government which is close and convenient to a household, a business and each citizen, with its enriched website, various online application systems and computer aided acquisition. "Shape-up Fucho" means a government which is very efficient. "Network Fucho" is aimed at providing synthetic administration services by connecting networks with those of the national and local governments. Security concerns are also taken into consideration to achieve "e-government"; antivirus software has been installed to each computer, a mail server and a mail forwarding server. In addition, firewall, protecting the resources and users of an internal network from other external networks, has been set up to prevent illegal access.

Osaka Prefecture is now tackling a challenge to change itself into "e-government" based on "E-Fucho Action Plan", but this plan is to be completed by the end of the year 2003. So, taken into consideration current social conditions and technology trend, new vision and plans for advanced "e-government" will be announced in this spring.

**Key words :** *IT, Osaka Prefecture, Virtual Fucho, Shape-up Fucho, Network Fucho, Administration, Information Management*

[大阪経済法科大学論集 第87号] [*The Review of Osaka University of Economics and Law, Vol. 87 (2004), pp 1-28*]

## 1. はじめに

I T時代に向けた大阪府行政の情報化の取組みについて考察する。グローバルに進展する情報通信分野の技術進歩を背景として、I T利用が高度化になると同時に、ビジネスや市民生活での多様な利用が急速に進んでいる。さらに、国民生活や企業行動をはじめ社会経済全般にわたって構造的な変革がもたらされる。I T革命は産業革命に匹敵する歴史的な大転換を社会にもたらす。情報通信技術の活用は、情報流通の費用と時間を劇的に低下させ（電子メールは世界中即時に伝達でき、密度の高い情報のやり取りを容易にしている）、その結果、世界規模での急激かつ大幅な社会経済構造の変化を生じさせる。世界は工業社会から高度情報通信ネットワーク社会や情報と知識が付加価値の源泉となる社会に急速に移行しつつある。

大阪府の電子府庁の実現に向けての取組みと大阪府が進めているI T化のための主なプロジェクトについて考察する。電子府庁というのは、I Tを利用することによって、これまでの役所仕事を改革させ、住民にとって便利であり、効率的な行政を実現していくことである。また、府のI T化のプロジェクトは、大阪経済を支える中小企業をバックアップし、活力と特色のあるオンリーワン都市大阪を目指すための試みである。

## 2. IT化の現況

### 2.1 インターネットの着実な普及

ITを支えているインターネットの我が国の利用者数は、ここ数年で急速にそして着実に増加を続けている。総務省の「通信利用動向調査」によると、インターネット普及率は、**図2.1**のとおり平成14年末で利用者数が6千942万人となっており、1年間で1千349万人の増加を示した。回帰分析を行うため、放物線による回帰方程式は、式1のとおりである。

$$Y = 0.011 + 0.062X + 0.0048X^2 \dots\dots\dots (1)$$

$$R^2 = 0.9838$$

ここで、Y=インターネット人口、X=インターネットの利用年度である。この関係における決定係数（ $R^2$ ）は、 $R^2 = 0.9838$ の高い係数であることが確認された。

また、6歳以上の人口普及率は54.5%と、初めて50%を上回った。また世帯

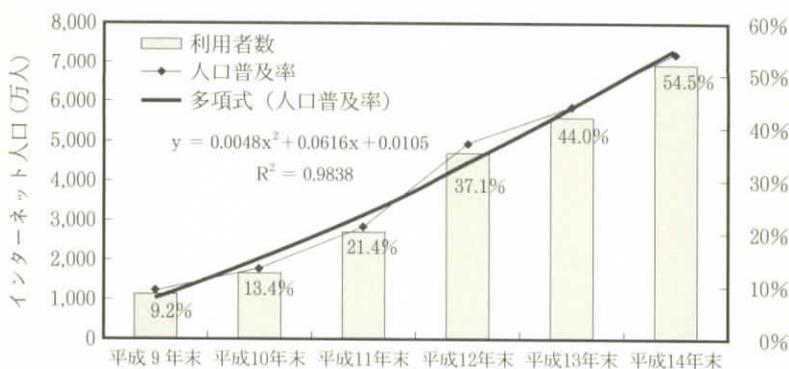


図2.1 IT化の現況（インターネット人口普及状況）

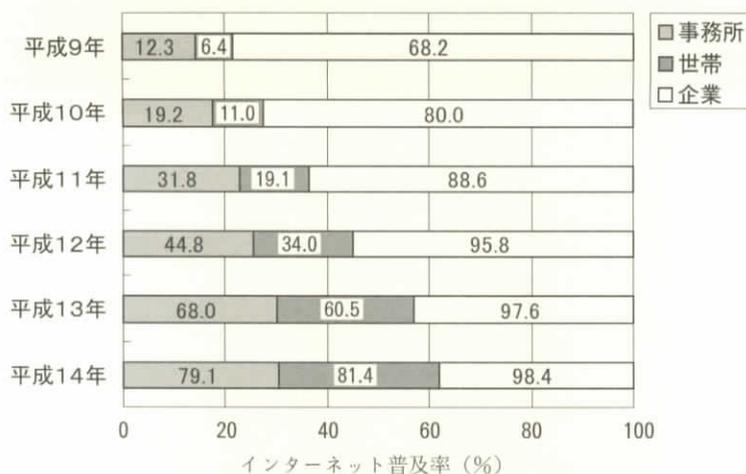


図2.2 企業・世帯・事務所でインターネット普及率

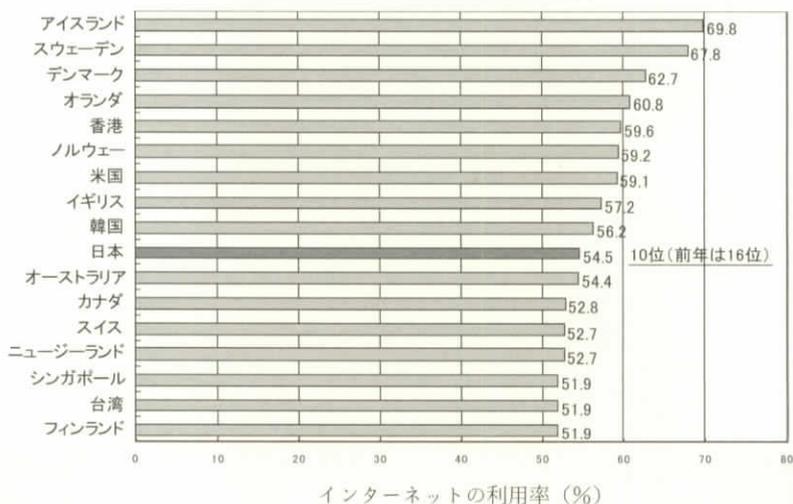


図2.3 インターネット利用の国際比較

普及率は、すでに81%に達している(図2.2)。

世界におけるインターネット利用者数は、平成14年9月現在、約6億560万人に達し、人口普及率を国際比較すれば、1位がアイスランドで69.8%、米国

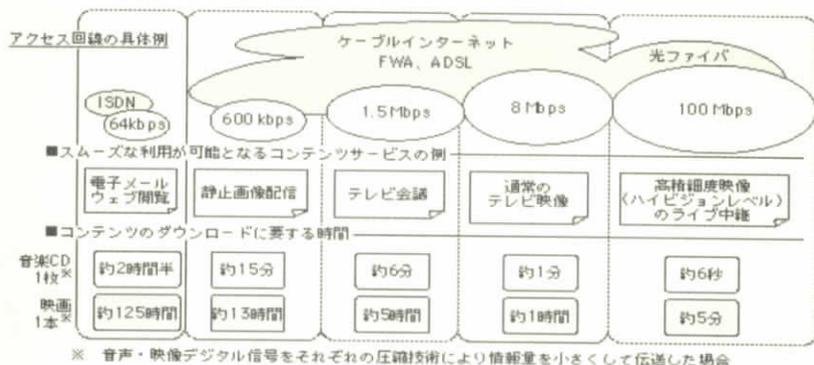


図2.4 回線容量と利用可能なコンテンツ例

は59.1%で7位、我が国の54.5%は10番目と、平成14年調査の16位より上昇している（図2.3）。

## 2.2 拡大するブロードバンド

最近では、さらに広帯域、高速な通信回線の普及によって実現される次世代コンピュータネットワークである「ブロードバンド」も急速に拡大しつつある。ブロードバンドとは、光ファイバやDSL、CATV（ケーブル・テレビ）などを用いて実現する、一般に500kbps以上の通信回線で構成したネットワークを指している。

ネットワークの回線容量と利用可能なコンテンツを例示した（図2.4）。我が国では、世帯におけるインターネットの接続方法として、ブロードバンド回線が普及してきており（図2.5）、とりわけ、ADSLがその牽引役を果たしている。その要因としては、競争環境の整備による新たな事業者の参入や、事業者間の競争による料金の低廉化が進んだことなどがあげられる。

## 2.3 日常生活におけるインターネット活用

日常生活における情報通信のインターネット活用内容について考察する。同じ通信利用動向調査の結果によると、インターネットで最も利用率の高い用途

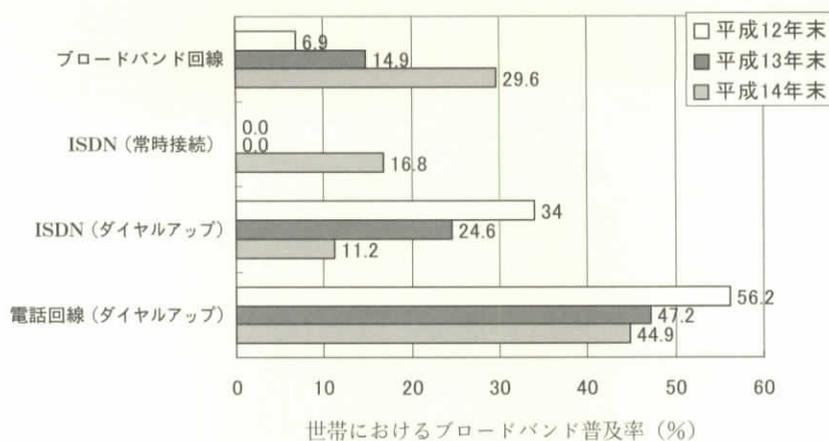


図2.5 ブロードバンドの普及率

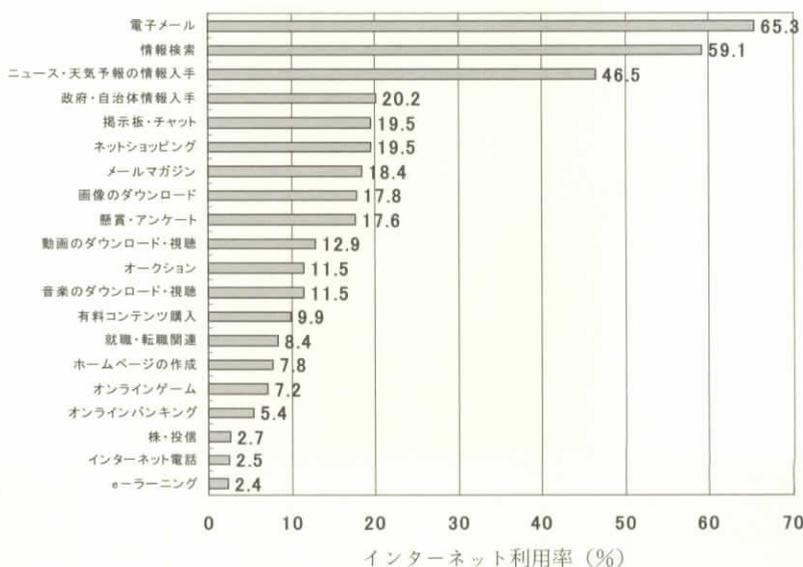


図2.6 インターネットの利用状況

は、電子メールで65.3%、2位が情報検索で59.1%、3位がニュース・天気予報の情報入手となっている(図2.6)。また、個人のインターネット利用者のう

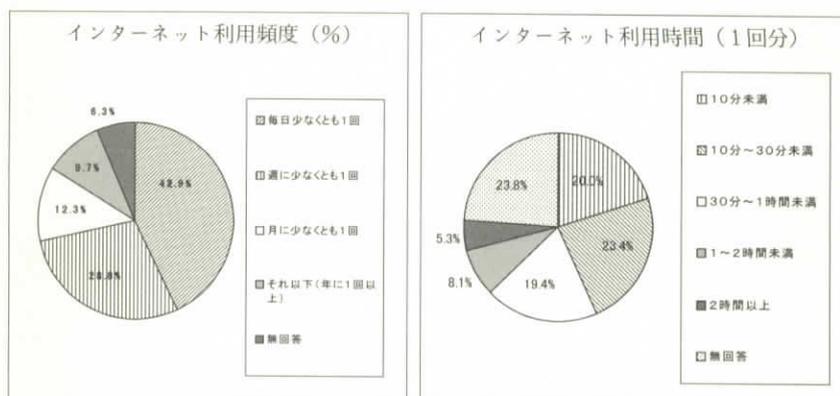


図2.7 日常生活における利用状況 (1)

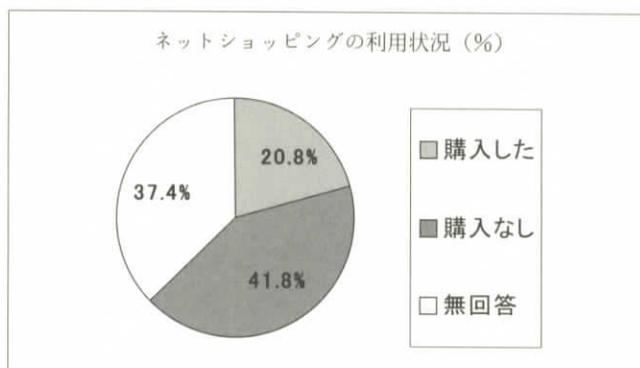


図2.8 日常生活における利用状況 (2)

ち毎日1回以上利用のある者が42.9%と最も多く(図2.7左)、1回当たりの利用は10～30分未満が23.4%と最も多い(図2.7右)。過去1年間にネットショッピングを利用した者は20.8%であり(図2.8)、内容は書籍・CDが最も多く、パソコン関連商品がそれに続いている(図2.9)。

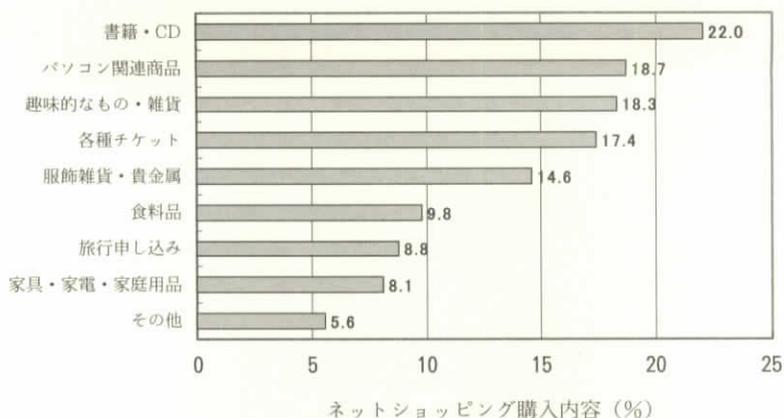


図2.9 ネットショッピングの購入内容（複数回答）

### 3. 政府のIT戦略

#### 3.1 e-Japan II

国のIT基本法（高度情報通信ネットワーク社会形成基本法）が平成13年1月から施行され、同月にIT戦略本部が設置された。平成15年5月15日に開催されたIT戦略本部において、「e-Japan 戦略II（案）」が示された。7月2日発表の「e-Japan 戦略II」によると、IT戦略第一期である基盤整備は達成されつつあり、今後、第二期としてIT活用により「元気・安心・感動・便利」社会を目指すべきとされ、そのため、国民にとって身近で、社会的に大きな効果が期待できる「医療、食、生活、中小企業金融、知、就労・労働、行政サービス」の7分野から先導的にIT活用を推進していくことを提案している。

また、IT活用の高度化に不可欠な社会基盤の整備として、「次世代情報通信基盤の整備」や「安全・安心な利用環境の整備」をはじめとした5つの主要項目を掲げている(図3.1)。



### 3.2 電子政府・電子自治体の推進

IT化は、行政分野においても同様であり、国や地方公共団体が行政サービスの提供に当たってITを活用し、自宅や職場にいながら行政に関する情報の入手、住所・戸籍や税の申告・納付といった手続等をインターネットで行うことができる電子政府・電子自治体を実現するため、様々な取組みが推進されている。

図3.2では、左に国の行政機関を結ぶネットワークである霞ヶ関WANが、右に地方公共団体を結ぶネットワークである総合行政ネットワークが描かれている。それらは、相互に接続されることにより、電子政府と電子自治体がネットワークでつながるというイメージを示している。

## 4. 「e-ふちよう」アクション・プラン

IT社会への動きの中で、大阪府のIT化はどのようになっているのかを考察する。大阪府では、「ITで殻を破る」ため、平成12年9月に「大阪IT宣言」を行い、電子府庁の実現に着手し、平成13年3月に「『e-ふちよう』アクション・プラン」を策定し、全庁的な調査・検討の結果をもとに、今後の行

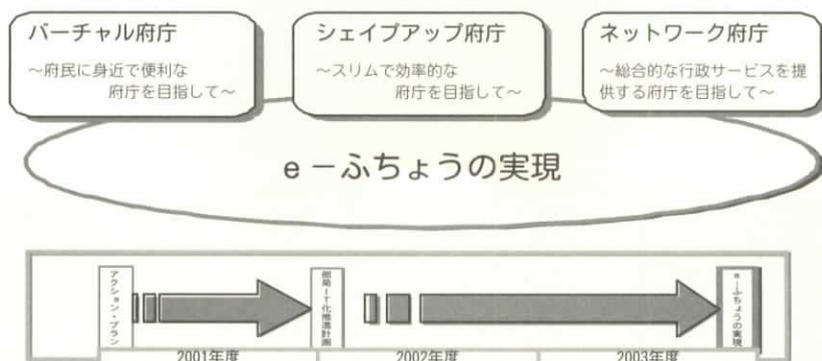


図4.1 電子府庁に向けての取組み  
～「e-ふちよう」アクション・プラン～

動目標を明らかにした。

具体的には、e-ふちよう（電子府庁）として、内部的には絶え間ない業務革新を、外部的には簡単・便利な電子サービスを提供する「府民本位」の行政システムを構築するため、平成15年を目的に、バーチャル府庁、シェイプアップ府庁、ネットワーク府庁の3つを総合的に達成することを目標にしている（図4.1）。

## 5. バーチャル府庁

### 5.1 府ホームページ

3つの柱の1つ目の柱であるバーチャル府庁は、各家庭や各企業など、府民の方に身近で便利な府庁をめざしているものである。内容としては、まず、インターネットを活用して、容易に必要な府政情報を入手できる、大阪府ホームページの充実・整備があげられる。府ホームページは、平成8年に開き、平成14年度末時点で約2千400件の情報を掲載している。3年間で倍増させる予定が2年間で目標を達成した。登載している行政情報は多岐にわたるが、「最近の動き」である「ニュース&トピックス」をはじめ、「健康・福祉」、「生活・環境」、「産業・労働・まちづくり」などに分類し、見やすさに心がけているとともに、「携帯サイト」や「こどもウェブ」など、府民にとって利便性の高いホームページづくりを工夫している。また、目の不自由な方のために、音声読み上げソフトを使って理解できるような画面とすることなど、ユニバーサルデザインの考え方に基づいた誰にも利用しやすいホームページづくりを心がけている。

### 5.2 電子（インターネット）を使った申請の推進

電子申請、つまりインターネットによる申込みや届出について考察する。図5.1はインターネットを使った申請の流れ図である。まず、各家庭や各企業などの申請者が申請や届出の書類を電子的に作り、インターネットから、オンラ

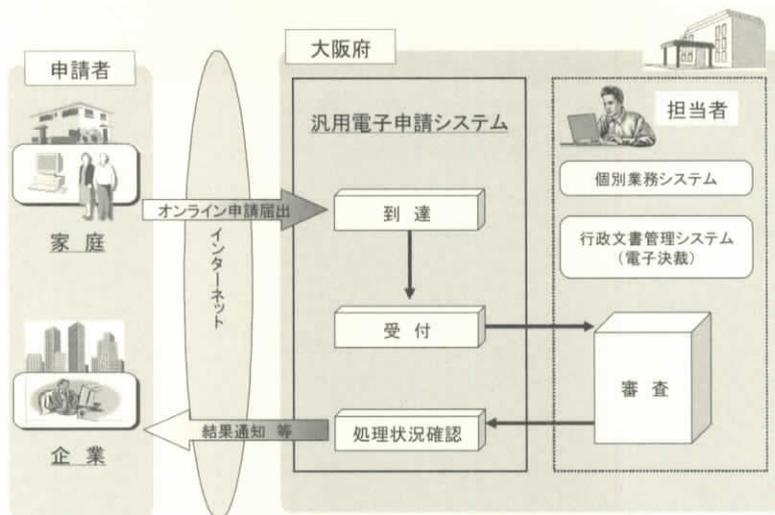


図5.1 電子（インターネット）を使った申請の推進

インで送信する。これは、電子申請システムで受け付けされ、業務ごとの審査などを回って、処理状況確認のうえ、届出が受け付けられたとか、許可がおりたとかなどの結果が各家庭や各企業に通知されるというのが一般的である。平成14年度は、施設利用やイベント・講座の参加申込みなど、往復ハガキや電話でも受け付けている簡単な申込みについては、110種類であった。

この他に、平成14年から職員採用試験も電子申請で受け付けている。平成15年の5月に受け付けた大学卒業程度の試験の電子での受付率は全体の約30%（3千400人余りの申込みのうち1千040人余り）である。平成14年は約25%で、インターネットからの受付の割合が増加している。平成15年1月から、自動車税の住所変更届、5月からは府営住宅の入居申込みなど件数が多く、効果が高いものからインターネットでの受付を開始している。

従来の郵送や持参などによる申込みや申請をやめるわけではない。これまでの方法にプラスして、インターネットも使えるということである。府民にとっては、便利になるが、役所の側は、当面はより手間がかかるようになるという面もある。インターネットがもっと当たり前になって、ほとんどが電子申請に

なれば、役所の事務も効率的になると確信する。

2・3年以内には、国や府の税金の電子申告ができるようになるという計画もあり、ますます便利になると思われる。ただ、運転免許証の更新やパスポートの申請など、本人の確認や検査のために1回は窓口に行かなければならない手続きも残ると思われる。例えば、パスポートの申請はインターネットでもできるようになるが、受け取りは、今のところ窓口に行かないと難しい。便利にはなるが、万能というわけではない問題もある。

### 5.3 電子入札システムの開発

公共工事の入札をめぐる種々の問題が新聞でも報道されているが、入札事務の電子化により、公正で透明性の高い手続きを進めることができるようになる。先行して電子入札を実施している横須賀市では、入札価格が下がったというデータも報告されている。電子入札は、パソコンやインターネットに慣れていない中小・零細企業に負担をかけることになりかねない。そういった事業者の理解を十分得ながら、なるべく簡単に使えるようなシステムをつくっていくことが重要である。電子入札の導入について大きな流れを示したものが（図5.2）である。

大阪府では、平成15年9月に入札を行う大規模な公共工事から電子入札を開始した。平成15年度には19件の電子入札を実施し、順次拡充していく予定である。電子入札の実現により、入札するためにわざわざ府庁や土木事務所などで足を運ぶ必要がなくなるため、手続を行う企業の負担が軽くなる。以上が、府民の方々が、実際に府庁に行かなくとも、パソコンなどからアクセスすると、あたかも実際に行ったように、情報を得られたり、手続ができる、バーチャル府庁の説明である。

## 6. シェイプアップ府庁

e-ふちょうの2つ目の柱であるシェイプアップ府庁であるが、これは、大阪府庁の内部において、スリムで効率的な府庁をめざしているものである。内



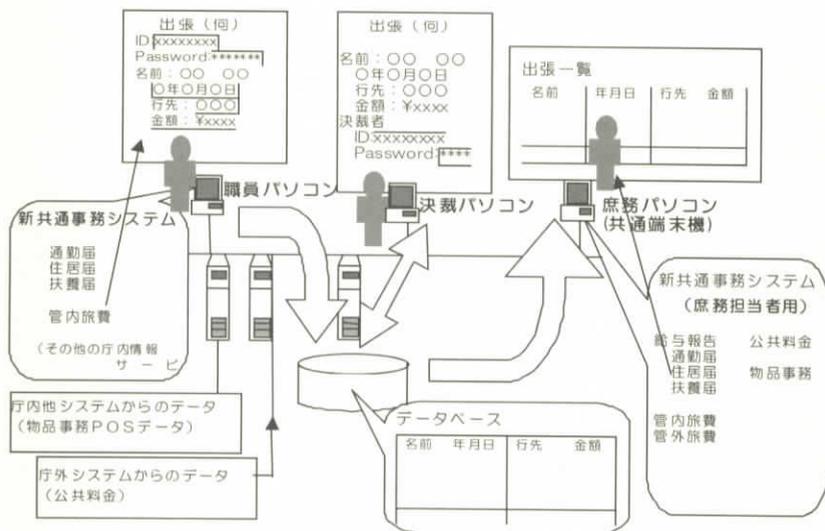


図6.1 新共通事務システムの稼動

手当や住居手当などが変わってくるので、パソコンから届けることになっている。このように、パソコンの仕事への活用は、府庁でもどんどん広がっている。

### 6.1 総務サービスセンターの整備

総務サービスセンターの整備というのは、府庁の内部改革をめざすためのリーディングプロジェクトである（図6.2）。事業の目的は、府庁の内部管理部門のスリム化である。先程述べたような、出張や引越しの届出だけではなく、お金を支出する事務全般について、パソコンの上で意思決定していくことになる。職員がパソコンでデータを入力することで、中間で紙のデータを集めたり、整理したりする庶務事務と呼ばれる仕事が不要となり、事務の効率化が図られるわけである。これにより、知事部局と教育委員会あわせて約350人以上の職員の削減をめざすとともに、紙の使用も少なくなり、ペーパーレス化による経費の節約ができるようになる。

また、職員の問い合わせに答えるコールセンターも民間委託により運用する。システム開発等の業者選定については、コールセンターの運用も含め、開発2

「e-ふちよう」のリーディング・プロジェクトであるとともに、行政におけるITを活用した組織運営改革の新たなモデル

<概要>

パソコンで情報を入力する発生源方式を前提に、人事給与、財務会計、物品調達といった基幹システムとポータルサイトを一括して構築・運営するとともに、これに関連した職員からの問い合わせに集中して対応するコールセンターを整備運営する。

<事業規模>約28億円 <対象範囲>70,000人

<スケジュール>平成16年度当初「総務サービスセンター」を開設

※総務サービスセンター機能のイメージ

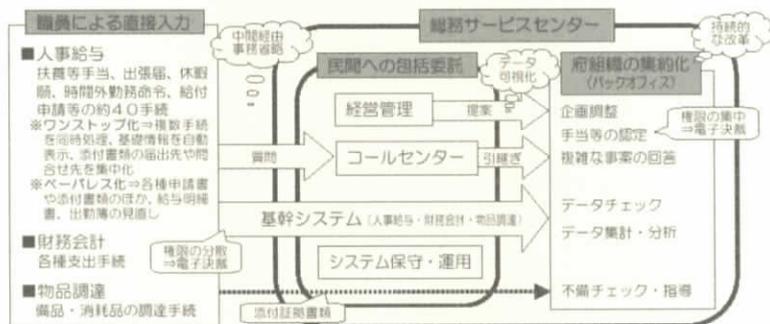


図6.2 総務サービスセンターの整備

年、運用5年の7年間のトータルコストと性能を総合的に評価する入札方法を採用した。トータルコストでの評価や思いきった民間委託などは、国はもちろん、全国の地方公共団体でも初めてのことであり、他の都道府県などからこのプロジェクトに関する問い合わせがたいへん多いということだ。平成16年度当初のセンター開設をめざし、現在、システム開発中である。

## 6.2 行政文書管理システム

平成15年度から行政文書管理システムが、正式にスタートしている（図6.3）。役所での意思決定というのは、文書であらわす。これは、奈良時代の木簡から変わってはいなかったが、パソコンの上で原案が担当者から出され、課長や部長がパソコン上でボタンを押して決裁、意思決定することになり、画期的に変わることになる。原本がデータなので、保存スペースもいらず、情報公開のニーズにもたやすく対応でき、相当の効率化を期待している。

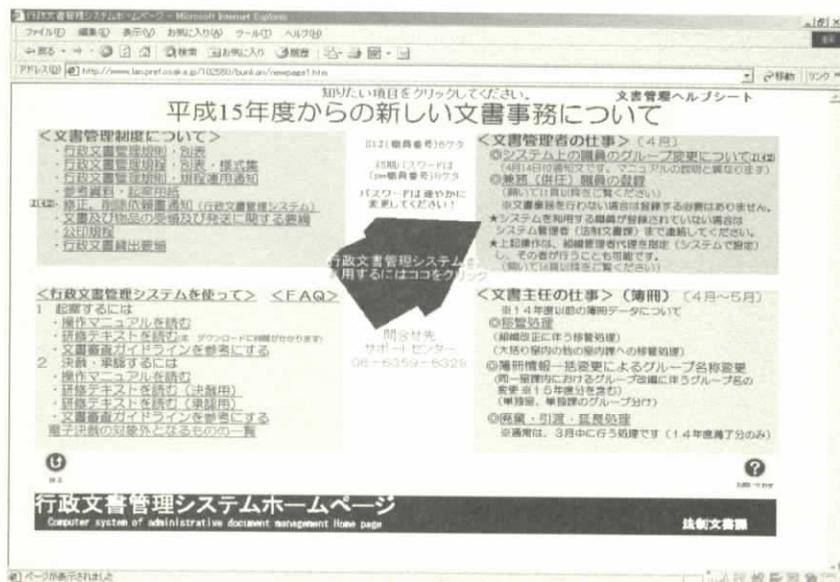


図6.3 行政文書管理システム

### 6.3 大阪府の建設CAL S/EC

この他に、シェイプアップ府庁の主要なプロジェクトとして、建設CAL S/ECがある。CAL S/ECとは、「公共事業支援情報システム」の略称であり、従来は、紙で交換されていた情報を電子化するとともに、インターネットを活用して公共工事に関連する多くのデータベースを連携して使えるようにしていく取組みである（図6.4）。平成14年度のシステム開発としては、次の2つを行った。

1つは、図面などの成果品をCD-ROMなどの電子データで納品してもらい、電子図面として活用を図る電子納品システムである。2つ目は、工事施工中の打ち合わせ簿等を、サーバ内に蓄積しておき、施工業者や大阪府の担当者が相互にチェックするなど、お互いの情報伝達に利用する情報共有システムである。

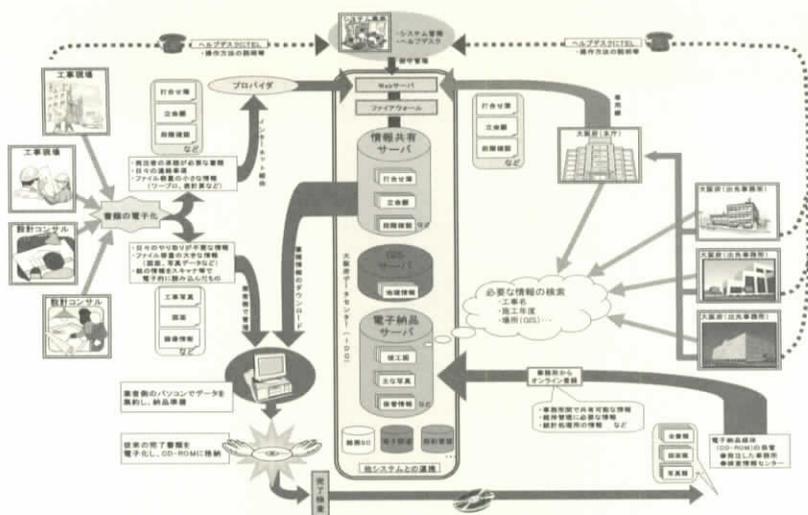


図6.4 建築CALS/EC ~公共工事事務の電子化~

以上2つのシステムを構築しており、平成15年度から一部運用を開始した。15年度はこれを更に進めて公共工事の設計積算から施工管理・維持管理までのトータルな仕組みについて調査を行い、16年度からシステム開発に取り組む予定である。

## 7. ネットワーク府庁

### 7.1 ネットワークの接続

e-ふちょうの3つ目の柱は、ネットワーク府庁である。これは、行政どうしのネットワークをつないで総合的な行政サービスを提供することをめざしているもので、国や市町村とのネットワーク接続が主な内容である。全国レベルとしては、2つのネットワークがある。1つ目は総合行政ネットワークである(図7.1)。これは各行政機関が電子的な公文書のやりとりを行う基盤となるものであり、都道府県レベルでは平成13年度に全都道府県と接続済みで、府内の

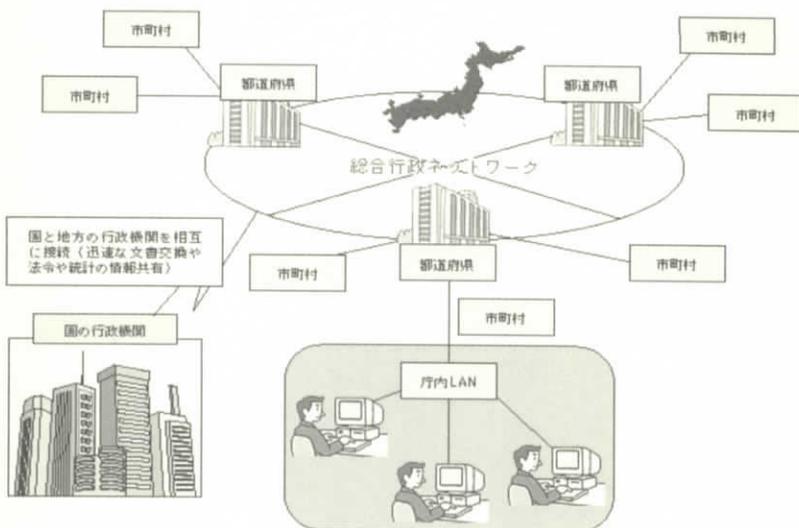


図7.1 総合行政ネットワーク

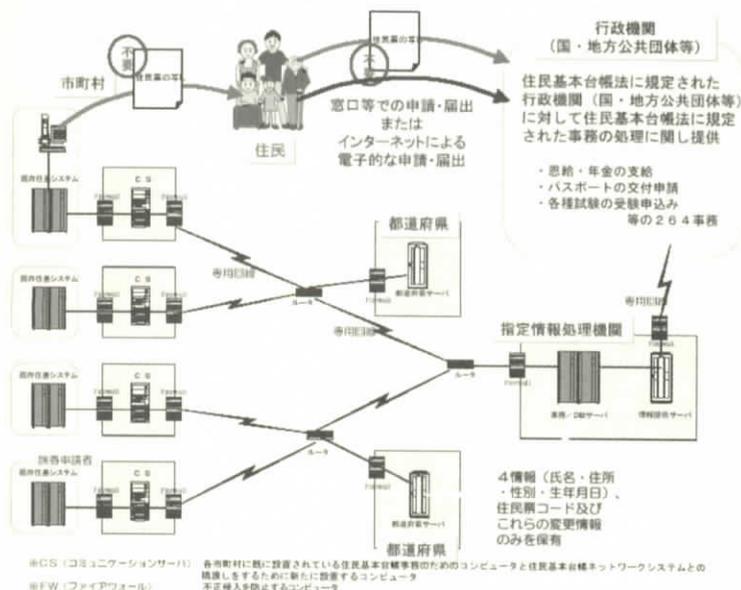


図7.2 住民基本台帳ネットワーク

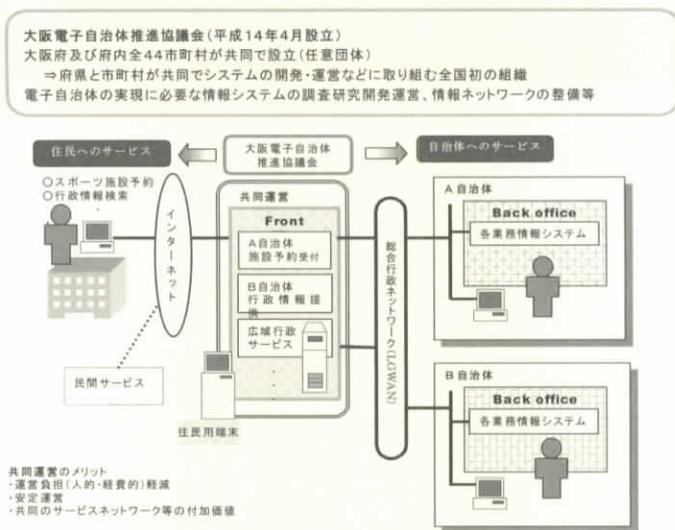


図7.3 市町村との共同取り組み

市町村とは平成15年7月に接続が完了した（運用は8月1日）。これにより、これまで公印という役所のはんこを押していた正式な文書が、コンピュータ上のデータのやりとりで文書交換されるようになった。

2つ目は、全市町村と国が住民登録事務をネットワークする住民基本台帳ネットワークである（図7.2）。これは、平成14年8月から、制度がスタートしており、平成15年8月からは、住民基本台帳カードが発行されるとともに住民票の写しが住んでいる市町村以外の窓口でももらえるようになるなど、制度が広がることとなった。さらに住民基本台帳カードを利用した公的個人認証サービスが平成16年1月からスタートし、オンラインによる行政サービスがより便利なものとなった。

## 7.2 市町村との共同取り組み

大阪府では、府と市町村との共同取組みも先進的に進めている（図7.3）。各市町村の体育館やグラウンド、テニスコートなどのスポーツ施設の予約や自動抽選、利用料金の決済ができるオーパスシステムは、府と14市1町が参加して平

成8年から共同運営しており、平成14年4月からはインターネットから申込みができるようになった。年間800万件以上の利用がある。この種の公共の共同利用システムとしては、全国で最大規模である。こうした共同取組みの基礎のうに、平成14年の4月に、府内の44全市町村と大阪府で「大阪電子自治体推進協議会」を発足させた。

平成15年度は、府と市町村を結ぶ総合行政ネットワークの整備を行い、8月には府域ネットワークを構築したほか、電子入札システムの共同開発・共同運営に向けた取組みもすすめている。

## 8. おわりに

### 8.1 認証基盤の整備

電子自治体構築のために重要な施策の1つである認証基盤整備について考察する。インターネットの世界では、相手方を直接対面した上で確認することができない。こうした環境の中でも相手方を確認するために用いられるのが電子認証の制度である。インターネットのようにオープンなネットワークの中で安全な情報を送るためには、情報を暗号化しなければならないが、公開鍵と秘密鍵という鍵のペアを利用した公開鍵方式と呼ばれる仕組みにより行うことができる。

例えば、AさんがB役所に申請書を送る場合、B役所の公開鍵Bを使って暗号化した申請書に自分の秘密鍵Aで暗号化した署名をつけて送る。B役所では自分の秘密鍵Bを使って申請書を復号処理するとともに、Aさんの公開鍵Aを使ってAさんの署名を復号する。これにより、B役所では、申請の途中で申請書が改ざんや盗み見されておらず、またAさん本人が作成した申請書であることに間違いないと確認できる。

さらに、公開鍵Aを持っている人が確かに実在するAさんであること、公開鍵Bを持っている機関が確かに実在するB役所であることを証明する機関が必要である。このため、認証局と呼ばれる第三者機関が設けられ、本人確認をし

地方公共団体による公的個人認証サービスの概要

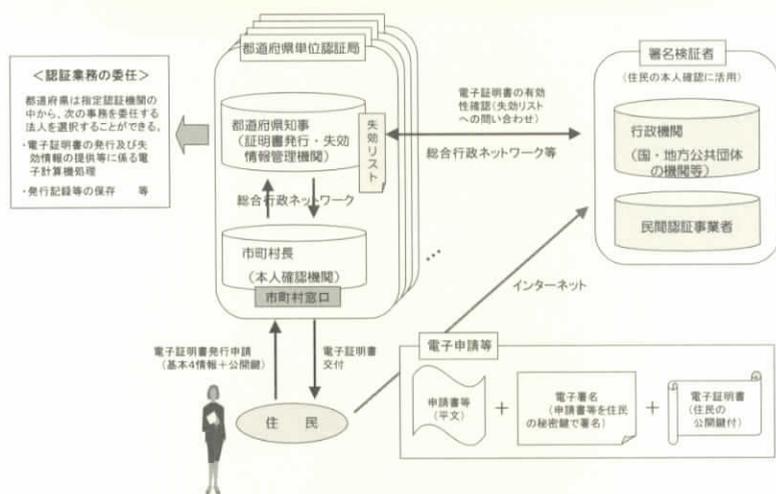


図8.1 地方公共団体による公的個人認証サービスの概要

て鍵の証明書を発行する役割を担うこととなった。各個人は秘密鍵を厳重に保管しなければならない。そこで秘密鍵や公開鍵証明書を安全に保管しておくツールとして、ICカード、例えば住民基本台帳カードが目されるのである。公的個人認証については、認証局の機能を2つに分けて、本人確認などの登録機関は市町村の窓口が担当し、公開鍵証明書を交付する発行機関として都道府県が担当する（図8.1）。

さて、既に述べた総合行政ネットワーク、住民基本台帳ネットワークとこの認証基盤整備の3つの施策は、平成15年度に合流した。つまり、総合行政ネットワークで全国の自治体を接続し、国の霞ヶ関WANとも接続される行政用のネットワークが構築され、住民基本台帳制度の拡充により、住民基本台帳カードの発行も開始された。さらに、自治体の組織認証が運用され、国民一人ひとりの個人認証が始まった。国民は住民基本台帳カードを活用して行政のワンストップサービスを楽しむことができ、さらにインターネットを使って自宅で電子申請や届出を行うことができるなど、行政サービスの広がりが期待される。

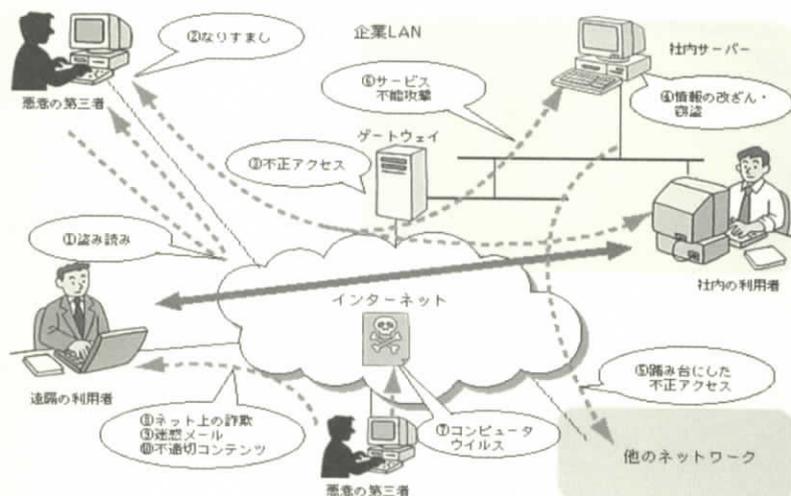


図8.2 インターネットの安全性・信頼性を脅かす事例

## 8.2 セキュリティ対策

情報通信基盤と並んで、電子府庁実現のためのもうひとつの課題である情報システムの安全対策である。ネットワーク社会が進展するにつれ、悪意の第三者によるデータの盗み読みや他人へのなりすまし、コンピュータウィルス、ネットワークへの不正侵入により、大事なデータが破壊されたり盗まれたり、また、改ざんされたりすることなどが大きく問題になっている（図8.2）。

コンピュータウィルスについては、平成13年までは、加速度的に増加していたが、平成14年は2万0352件で、平成13年に比べると若干減っている。しかし、平成12年の2倍の件数があり、決して少ない数字ではない。これは届出のあった件数であり、実際はもっと大きな数字だろうと思われる。このうち実際にパソコンに感染し、実害のあったケースは8%にとどまっている。年々被害にあら割合が減ってきており、ウィルス対策ソフトの導入など適切なウィルス対策が実施されてきているからではないかと考えられる（図8.3）。

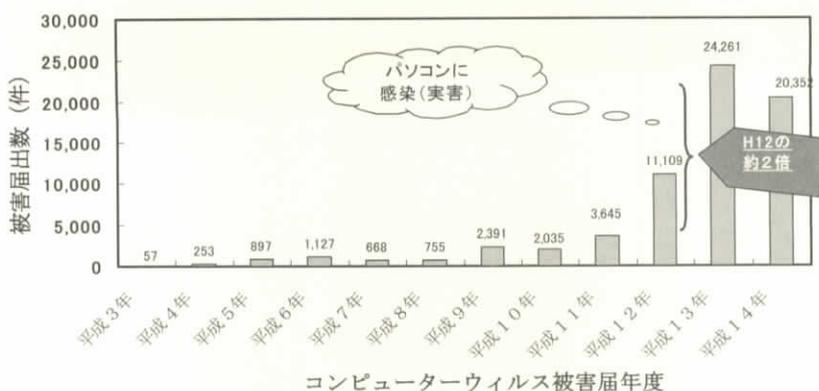


図8.3 コンピュターウイルス被害届出数

次に、大阪府の情報システムの安全対策を考察する。各職員のパソコンにウィルス対策ソフトを入れ、ウィルスチェックを行っているのはもちろん、府庁内のメールサーバとメール中継用の転送サーバ内にもウィルス対策ソフトを入れ、複数のチェックがかかるようになっている。また、不正アクセスを防ぐため、外部接続エリアにファイアーウォールという防御用のコンピュータを設置している（図8.4）。ちなみにファイアーウォールというのは防火壁という意味である。

平成14年4月に大阪府のセキュリティ・ポリシーという安全対策のさまざまな取り決めをつくり、安全保護のための職員の技術や意識の向上などを図っている。近年、個人情報の保護がますます重要になってきている。一旦漏れてしまったら取り返しがつかないだけに、万全の対策が必要である。

### 8.3 府庁内のパソコンやネットワークの整備

電子府庁を進める前提として、職員用のパソコンや府庁の中のネットワーク回線整備が不可欠である。まず、職員が使うパソコンの整備であるが、本庁ではすでに平成13年9月に、ノートパソコンが職員1人に1台の体制になっている。そして、出先機関についても、平成15年度中に職員パソコンを相当数調達し、概ね2人に1台体制になる。また、本庁と出先機関を結ぶネットワークに

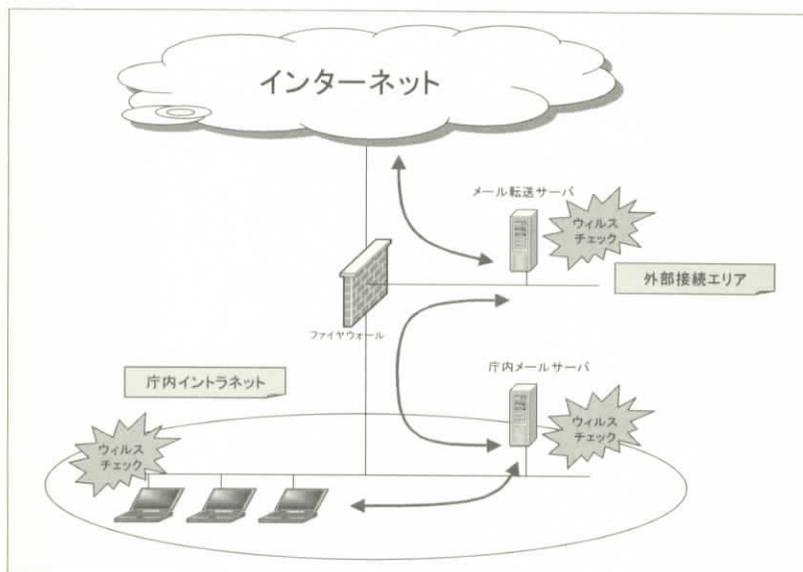


図8.4 大阪府庁内のネットワークにおけるウィルス対策

についても、これまでは毎秒64キロビットのISDN回線で結ばれていたが、光ファイバを使って100倍以上の毎秒10メガビット、あるいは出先機関が集まっているビルなどは100メガビットという高速なサービスで接続することとした。

#### 8.4 次期e-ふちょうに向けた取組み

「e-ふちょう」アクション・プランは平成15年度末までの行動計画となっているため、平成16年度以降の新しいビジョンや行動計画が必要である。このため平成15年度、学識経験者ら5名から成るIT推進懇話会を組織し、社会状況や技術動向などを踏まえ、大阪府庁のIT化や大阪府域のIT推進の方向性などについて検討が重ねられ、12月に大阪府に対して提言が行われた。大阪府としては、この提言を受け、新しい行動計画をとりまとめ、平成16年度以降も「e-ふちょう」を一層推進していくこととしている。

IT化の技術の進歩の速さと多様化は目をみはるものがある。これに遅れることなく行政のIT化を進めていかなければならない。そのため、官民共同の

作業を試みたのである。IT化の推進にあたっては、先ほど大阪電子自体推進協議会での共同取組みを紹介した。このような自治体間の広域連携が必要である。自治体や地域が一体となり、地域のポテンシャルを生かしたスタイルを確立し、自立した発展を遂げることが鍵になると考えている。そして、ITを活用して、府民や市民にとって便利であり、ムダのない効率的な府庁を目指していくべきである。さらにITをコミュニケーションの道具として活用し、都市の原動力になるようなオンリーワンを生み出す必要がある。大阪の自立的発展が、低迷した現状を打破し、大阪、関西そして日本の発展につながるものと信じている。

## 9. おわりに

IT社会への動きの中で、大阪府のIT化はどのようになっているのか述べる。大阪府では、「ITで殻を破る」ため、2000年（平成13年）9月に「大阪IT宣言」を行い電子府庁の実現に着手、2001年（平成14年）3月に「e-ふちょうアクションプラン」を策定して、行動目標を明らかにした。同プランは、2003年（平成15年）度を目途に、バーチャル府庁、シェイプアップ府庁、ネットワーク府庁の3つを総合的に達成することを目標にしている。

バーチャル府庁は、各家庭や各企業など、府民の方に身近で便利な府庁をめざしているものである。内容としては、大阪府ホームページの充実・整備、電子申請、つまりインターネットによる申込や届出、電子入札などがある。特に電子申請については、職員採用試験の受験申込み、自動車税の住所変更届、府営住宅の入居申込みなどについて、インターネットでの受け付けを開始している。

シェイプアップ府庁は、大阪府庁の内部において、スリムで効率的な府庁をめざしているものである。府庁の内部改革をめざすための事業として、総務サービスセンターの整備、行政文書管理システムの導入、建設CALS/ECの検討というものがある。総務サービスセンターは、府庁の内部管理部門のスリム化を図るため、出張や引越しの届出だけではなく、お金を支出する事務全般について、パソコンの上で意思決定していくものである。行政文書管理システム

は、課長や部長がパソコン上でボタンを押して決裁、意思決定するもので、平成15年度から導入した。建設CALS/ECとは、「公共事業支援統合情報システム」の略称であり、情報を電子化するとともに、インターネットを活用して公共工事に関連する多くのデータベースを連携して使えるようにしていく取組みのことである。

ネットワーク府庁は、行政どうしのネットワークをつないで総合的な行政サービスを提供することをめざしているものであり、国や市町村とのネットワーク接続が主な内容である。府と市町村との共同での取組みも、大阪は先進的に進めており、各市町村の体育館やグラウンド、テニスコートなどのスポーツ施設の予約システムの共同運営を行うオーパスシステムは、府と14市1町が参加し、平成8年から共同運営、平成14年4月からはインターネットから申し込みができるようになった。こうした共同取組みの基礎のうえに、平成14年の4月に、府内の44全市町村と大阪府で「大阪電子自治体推進協議会」を発足させた。全国の自治体や国と結ぶ総合行政ネットワークの共同整備を行うとともに、電子入札システムの共同開発・共同運営に向けた取組みなどをすすめている。

情報通信基盤と並んで、電子府庁実現のためのもうひとつの課題である情報システムの安全対策であるが、各職員のパソコンにウィルス対策ソフトを入れ、ウィルスチェックを行っているのはもちろん、府庁内のメールサーバとメール中継用の転送サーバ内にもウィルス対策ソフトを入れ、複数のチェックがかかるようになっている。また、不正アクセスを防ぐため、外部接続エリアにファイアウォールという防御用のコンピュータを設置している。平成14年4月には、大阪府のセキュリティ・ポリシーという、安全対策のさまざまな取り決めをつくり、安全保護のための職員の技術や意識の向上などを図っている。

## 謝 辞

本論文の作成に当たり、岡村正和氏に多大な協力を頂いた。ここに深甚の謝意を表す。また、データ整理に多大なるご尽力を頂いた上原章弘、森治直利および肥塚義明の3氏に厚くお礼申し上げる。

### 参考文献

- 1) 大阪府 (2001.3)「電子府庁(e-ふちょう)アクションプラン」大阪府
- 2) 総務省 (2003.3)「平成14年通信利用動向調査」総務省
- 3) 大阪府 (2003.3)「e-ふちょうアクションプラン実施レポート」大阪府
- 4) IT 戦略本部 (2003.7)「e-Japan 戦略Ⅱ」内閣府
- 5) 総務省編 (2002.7)「情報通信白書(平成14年版)」ぎょうせい
- 6) 猿渡知之・村松茂・瀬協一 (2003.9)「公的個人認証サービスのすべて」ぎょうせい
- 7) 情報処理振興事業協会セキュリティセンター (IPA/ISEC) (2003.1)  
「2002年ウィルス発見届出状況」